

「留学」

日本において行うことができる活動内容等

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して、本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動。該当例としては、大学、短期大学等の学生。

提出資料

- 1 在留期間更新許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 3 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明
 - (1) 大学の学部生、大学院生、短期大学生、準備教育機関生、高等専門学校生等の場合
在学証明書（在学期間の明記されたもの）、成績証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (2) 大学の別科生、専修学校の専門課程生の場合
出席・成績証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
 - (3) 研究生
 - ① 在学証明書（在学期間の明記されたもの）、成績証明書・・・・・・・・ 1通
 - ② 大学の学部等の機関が発行した研究内容についての証明書・・・・・・・・ 1通
 - (4) 聴講生
 - ① 在学証明書（在学期間の明記されたもの）、成績証明書・・・・・・・・ 1通
 - ② 大学の学部等の機関が発行した聴講科目及び時間数を記載した履修届出写し等の証明書・・・・・・・・ 1通
- 4 申請人の日本在留中の経費支弁能力を証する文書・・・・・・・・・・・・・・・・ 適宜
- 5 身分を証する文書（申請取次者証明書、戸籍謄本等）・・・・・・・・・・・・ 提示
* * 上記5については、申請人本人以外の方（申請が提出できる方については、<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html>を参照して下さい。）が申請を提出する場合において、申請を提出することができる方がどうか確認させていただくために必要となるものです。また、申請人以外の方が申請を提出する場合は、上記2の「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポート及び外国人登録原票記載事項証明書（又は外国人登録証明書の両面写し）の提出」等をお願いいたします。

* 申請人とは、日本への在留を希望している外国人の方のことで。

* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

*****このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。*****

留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 この申請は、在留期限のおおむね2か月前から行うことができますので、余裕を持って申請して下さい。